

【共用部分の計算書(第44号様式別表4)記載例】

課税標準の算定期間※を記載してください。

※ 課税標準の算定期間とは・・・

〔法人の場合〕→事業年度となります。

〔個人の場合〕→1月1日から12月31日までの期間
(ただし、事業の開始又は廃止の際には、開始又は廃止の日が基準)となります。

本市送付の申告案内書
に印字されている管理番号
を転記してください。

【専用部分の延べ面積】

同一家屋内における各事業者の専用部分に係る面積
総計(=一棟全体の延べ面積から「共用床面積の合計
⑤」を除いた面積)を記載してください。

※ 同一家屋内における他事業者の専用部分に係
る面積が不明な場合は、貸主に御確認ください。

共用部分の計算書

算定期間	令和XX年4月1日から 令和XX年3月31日まで	※処理事項	整理番号	事務所区	管理番号	申告区分
氏名又は 名称	〇〇〇〇株式会社					
個人番号又は 法人番号	1234567890123					

【①のうち当該事業所部分の延べ面積】

①の専用部分の延べ面積のうち、この
申告を行う事業者の専用部分に係る面積
を記載してください。

なお、この欄の専用面積は「第44号
様式別表1 事業所等明細書」の「専用
床面積 ⑦」の欄と一致します。

【非課税に係る共用床面積】

非課税に係る共用床面積の内訳を右
の⑦(⑦~⑨)欄に記載し、その合計
である「合計 ④」欄の値を転記してく
ださい。

【③以外の共用床面積】

共用部分に係る延べ面積のうち、④
欄の値(非課税に係る共用床面積)を
除いた床面積を記載してください。

【共用床面積の合計】

③と④の合計を記載してください。

【事業所床面積となる共用床面積】

④×(②÷①)の計算式により得た値を
記載してください。

なお、この欄の共用床面積を「第44
号様式別表1 事業所等明細書」の「共
用床面積 ④」欄に転記します。

※	事業所等の名称	旭川第一支店		事業所等の所在地	旭川市1条通1丁目 旭川第一ビル	
1	専用部分の延べ面積	①	10,360.00	③の内訳		⑦
	①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	3,460.00	消防設備等に係る共用床面積		⑦
	非課税に係る共用床面積	③	1,374.92	全部が非課税となる共用床面積		⑧
	③以外の共用床面積	④	1,830.00	防災に関する設備等		⑨
	共用床面積の合計(③+④)	⑤	3,204.92	2分の1が非課税となる共用床面積		⑨
	事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$)	⑥	611.17	⑦~⑨以外の非課税に係る共用床面積		⑨
合計		④	1,374.92			

※ ⑦~⑨欄について
非課税に係る共用床面積のうち、
⑦~⑨は、地方税法施行令第56
条の4第3項に定める防火対象
物(特定防火対象物)である事業
所等に設置される消防用設備等
及び防災施設等で、一定のものに
限られますので、該当する事業所
等についての記載してください。

※	事業所等の名称			事業所等の所在地		
	専用部分の延べ面積	①		③の内訳		⑦
	①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		消防設備等に係る共用床面積		⑦
	非課税に係る共用床面積	③		全部が非課税となる共用床面積		⑧
	③以外の共用床面積	④		防災に関する設備等		⑨
	共用床面積の合計(③+④)	⑤		2分の1が非課税となる		⑨
	事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$)	⑥		⑦~⑨以外の非課税に係る共用床面積		⑨
合計		④				

* 面積欄の記入に当たって・・・1㎡未満の面積がある場合は、小数第2位まで記入してください(小数第3位以下は切捨てます。また、1㎡未満の面積が

※床面積の記載に当たって
小数第3位以下の面積につい
ては、切り捨てて記載してく
ださい。

【③の内訳】

次のとおり記載してください。

なお、非課税に係る共用床面積に該当がある場合は、その内容
が客観的に分かる図面等の資料も提出してください。

- ⑦の欄は、共用床面積のうち、消防用設備等(令56の43②
に該当)に係る床面積を記載してください。
- ⑧の欄は、共用床面積のうち、避難階段等(令56の43③-
1イ、同-4及び同-5イに該当)に係る床面積を記載してく
ださい。
- ⑨の欄は、共用床面積のうち、令56の43③-1ロ、同-2、
同-3及び同-5ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗
じて得た面積を記載してください。
- ⑨の欄は、共用床面積のうち、⑦、⑧及び⑨以外の非課税に係
る共用床面積を記載してください。
- ④の欄は、⑦~⑨欄の合計を記載してください。

共用部分に係る床面積について

※ 本頁における○数字は、第4号様式 別表4 中と同じものです。

同一の家屋内において、2以上の事業者が使用している事業用家屋又は一部を居住の用に供している事業用家屋で、これらに係る共同の用に供する部分（共用部分*）がある場合の各事業者の共用床面積は、次により算出します。

④：③以外に係る共用床面積
（＝課税対象となる共用床面積）

×

②：①（専用部分の延べ面積）のうち当該事業所部分の延べ面積

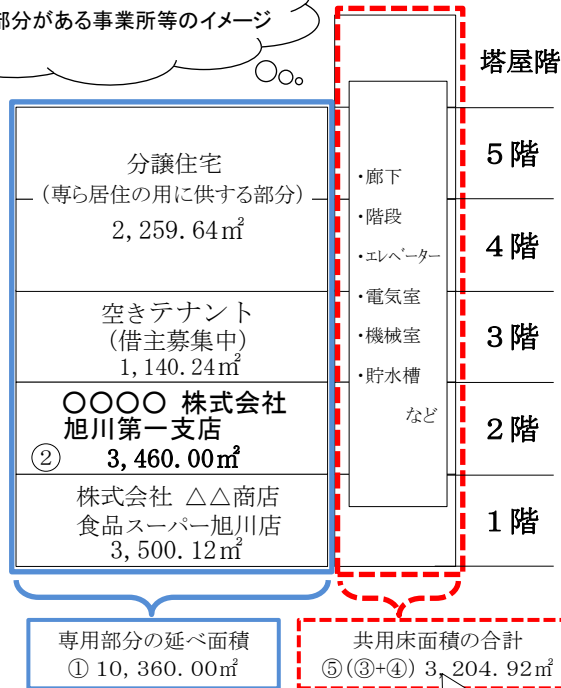
①：専用部分の延べ面積

=

⑥：事業所床面積となる共用床面積
〔当該事業所分〕

※ 小数第3位以下切捨て

共用部分がある事業所等のイメージ



一棟全体の延床面積

右の算定例では、共用床面積のうち非課税の適用を受ける床面積（③）が1,374.92㎡あったものとして「事業所床面積となる共用床面積⑥」を算定しています。

事業所床面積の算定例

～〇〇〇〇株式会社 旭川第一支店のケース～

1 事業所床面積となる共用床面積 ⑥

$$\text{④ } 1,830.00\text{m}^2 \times \frac{\text{② } 3,460.00\text{m}^2}{\text{① } 10,360.00\text{m}^2}$$

事業所床面積となる
共用床面積

611.17㎡

※ 小数第3位以下切捨て

この面積を別表4の⑥欄に記載

【旭川第一支店に係る第44号様式 別表4（一部抜粋）】

専用部分の延べ面積	①	10,360.00
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	3,460.00
非課税に係る共用床面積	③	1,374.92
③以外の共用床面積	④	1,830.00
共用床面積の合計(③+④)	⑤	3,204.92
事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{\text{②}}{\text{①}}$)	⑥	611.17

2 事業所床面積（専用部分＋共用部分）

（専用床面積）
② 3,460.00㎡

別表1の⑦欄に転記

+

（共用床面積）
⑥ 611.17㎡

別表1の①欄に転記

=

（床面積合計）
4,071.17㎡

別表1の⑨欄に転記

旭川第一支店の
事業所床面積